

○文部科学省令第十八号

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）第九条の五第二項の規定に基づき、社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年七月三十一日

文部科学大臣 阿部 俊子

社会教育主事講習等規程の一部を改正する省令

社会教育主事講習等規程（昭和二十六年文部省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(講習の受講資格者)</p> <p>第二条 講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 「略」</p> <p>三 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号) 第一百五十五条第二項各号(第三号及び第八号を除く。)のいずれかに該当する者</p> <p>四 六 「略」</p>	<p>(講習の受講資格者)</p> <p>第二条 講習を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>三 五 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

## 附 則

この省令は、令和八年四月一日から施行し、同日以後に開始する社会教育法第九条の五に規定する社会教育主事の講習について適用する。